

林政審議会 議事録

1 日時及び場所

平成22年3月29日（月曜日）13時30分～15時00分

農林水産省 本館4階 第2特別会議室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-1

2 出席者

・委員（敬称略）

青山 佳世、足本 裕子、岡田 秀二、倉沢 愛子、合原 眞知子、佐川 文教、櫻井 尚武、

鮫島 正浩、島田 俊光、島村 元明、沼田 早苗、早坂 みどり、恵 小百合

・幹事

・林野庁

3 議事

（1）平成21年度森林及び林業の動向（案）について（説明事項）

（2）平成22年度森林及び林業施策（案）について（諮問・答申）

<開 会>

○佐藤林政課長 それでは定刻より若干早目でございますが、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

まず委員の出欠状況についてご報告申し上げます。

本日は、委員21名のうち、ただいま現在11名の委員にご出席をいただいております。当審議会の定足数であります過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立をいたしております。

なお、山根委員につきましては、急遽ご欠席との連絡をいただいております。また、倉沢委員と恵委員におかれましては、後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○櫻井会長 年度末の大変お忙しいときに、委員の皆様、ご出席いただきましてどうもありがとうございます。本年度の最後の林政審議会でございますが、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

本日は、舟山大臣政務官にご出席をいただいておりますので、まず最初に舟山大臣政務官からご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○舟山大臣政務官 本日は年度末の本当に忙しい中、委員の皆様にはご多用中にもかかわらず、お集まりいただきましてありがとうございます。

さて、森林・林業につきましては、かつてないほど注目が集まっているというのが、昨今の状況ではないかと思っております。ただ、一方で、木材の安定供給や地域の雇用の創出、そういった期待が寄せられる中で採算性が悪化している、材木の価格が低いというような状況の中で、なかなか手入れが行き届かない、また森林所有者がみずからの森林に対する関心が低下しているという中で、手入れがおくれ、公益的機能の発揮の確保も危ぶまれるような、そんな状況になっています。

森林・林業は木材利用を通じて、やはり今CO₂吸収、温暖化ガスの吸収といった非常に大きな役割が期待されているわけですが、やはりこれは循環的な利用、きちんとした手入れの中で発揮される役割ではないかと思っています。

そういう中で、農林水産省といたしましては、昨年12月末になりますが、森林・林業再生プランを発表いたしまして、林業・木材産業を地域資源活用型産業として再生することを通して、地域の活性化、雇用の確保、低炭素社会の実現を目指すと、こういった方向を打ち出しております。

現在、さまざまな委員会に分かれまして個々の検討をしているような状況でありまして、しっかりと新たな森林・林業再生の道筋を立てていきたいと、そんなふうに思っております。

また今月、去る9日には、隼より始めよとこういった考え方から、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律案、これを閣議決定いたしまして、国が率先して木材の需要拡大といった川上対策に取り組むと、そういった考えを示すことにいたしました。

このような状況を踏まえまして平成21年度の森林・林業白書におきましては、特集章のテーマとして、林業再生に向けた生産性向上の取組、これを取り上げまして、路網の整備、林業の機械化など生産性向上の取組を紹介するとともに、これらの取組を進める上で必要となる施業の集約化、人材の育成などについて記述をしております。

本日は白書の本文案につきまして、委員の皆様方から忌憚のないご意見を賜りたいと考えております。

森林・林業・木材産業の改革は、政府全体の大きなテーマの一つであります。昨年の秋以来、緊急雇用対策、緊急経済対策、そして年末の新成長戦略、このいずれにおいても森林・林業の重要性がしっかりと位置づけられていると。今まではとかく農林水産省内、林野庁内でどうしようかという、そんな議論でしたけれども、まさに政府全体、国全体の大きな課題として森林・林業の再生に取り組もうという大きな意思が示されているのが現状だと思っております。

そういう中で、私たち政務三役といたしましても、先頭に立って改革を進めていきたいと考えておりますので、ぜひ委員の皆様におかれましては、今日の審議ももちろんでありますけれども、今後とも、今後の森林・林業施策につきましては、さまざまなご意見を賜りまして、よりよい政策を進めていきたいと、そんなふうに考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

ただ今、舟山政務官からは非常に心強い、森林・林業の活性化に向けた言葉がございました。重く受けとめまして、今後の議論を深めていきたいと思えます。

それでは最初に諮問事項である、平成22年度森林及び林業施策につきまして諮問をいただきたいと存じます。諮問文につきましては、お手元に配付しておりますので、ご確認を願います。

それでは、農林水産大臣の諮問につきまして、舟山大臣政務官からご代読いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○舟山大臣政務官

平成22年度森林及び林業施策（案）について

森林・林業基本法第10条第3項の規定に基づき、別添の「平成22年度森林及び林業施策」(案)について、貴審議会の意見を求める。

林政審議会会長 櫻井尚武殿

平成22年3月29日

農林水産大臣 赤松広隆

よろしくお願いいたします。

(諮問文 手交)

○櫻井会長 ありがとうございます。

ただいま平成22年度の森林及び林業施策の案についての諮問をいただきました。

それでは、今後これを、これから検討させていただきます。

なお、舟山大臣政務官におかれましては、公務のため、ただいまをもちましてご退席されます。ご多忙のところ、どうもありがとうございました。

(舟山大臣政務官 退室)

○櫻井会長 それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。

第1番目といたしまして、平成21年度の森林及び林業の動向の案につきましては、施策部会において、昨年7月以降3回にわたった検討をいただいております。岡田施策部会長から検討経過の概要につきまして、報告をお願いいたします。

○岡田委員 それでは報告をさせていただきます。お手元に資料1で緑色の冊子が配られておりますが、この冊子の目次を開きながら聞いていただけるとよろしいと思います。

平成21年度の森林及び林業の動向(案)につきまして、素案の段階から施策部会において議論をいたしました。その内容につきまして、少し丁寧に報告をいたしたいと思います。

施策部会は昨年の7月と10月、それと今年に入りましてから3月、計3回開催されております。第1回の施策部会は7月15日でしたが、事務局から森林・林業白書の作成方針案が示されました。ここではトピックス——目次にありますトピックスのところですが、トピックスを一般の読者向けに平易に、それから本文については、現状と課題を分析的にという方針が示されました。

それから特集章、これは第1章のところですが、このテーマにつきましては、森林資源が充実しつつある、そして循環利用が求められている、こういう中で効率的な生産が行われている諸外国とも競争し得る、そういう林業経営について書き込んでいきたいと、こういう考え方が示されました。

また、今年の白書の素案を見ていただきますと、体裁ががらっと変わっております。１ページ当たりの文字数の見直し、それから年の表記、あるいは編集全体についての改善案ということでの提案がございました。これらについて委員からは次のような意見が出されました。たくさん意見が出されたんですが、絞り込んで３つほど述べたいと思います。

白書の作成に当たって、トピックスを国民の一般向けのものにする。それから本体については、どちらかと分析的に実務者向けにしていくということについては、おおむね賛成であるという意見がありました。

それから本体についてですが、分析的に書くということになりますとどうしても、かつてそうだったんですが、難しいということが出てまいります、それをできるだけ理解しやすいような記述、これに注意をしてほしいということでもございました。この際、厳しい面——大変今のお話にもありましたが、森林・林業、追い風ではありますが厳しいということがあって、その面ばかりをとらえるのではなくて、少し展望、明るい展望のところ、ないしはそうした話題についても盛り込んでほしいという意見がございました。

それから特集章において取り上げるところも、林業経営、あるいはそこをめぐる概念については、関係者の間でも非常に理解が異なっております。そうしますと、誤解を招くことがございますので、テーマを絞り込む、あるいは林業経営という言葉自体を書き込む内容に従って置きかえていくということもきちっと考えてはいかないと、こんな意見が出されました。これが第１回目でございます。

それから第２回目でございますが、10月30日の日に第２回目を行いました。この回におきましては、事務局から第１部の全体の構成ですとか、各章の主な記述内容の案が示されました。特集の章におきましては、テーマの課題を、この段階では林業の生産性向上に向けてと、最終的なテーマとは少し変わっておりますが、そうしたテーマとし、林業の役割、現状から見て生産性の向上がどうしても必要なんだということをきちっと明らかにしたいと。その上で造林・保育、間伐、素材生産あるいは路網の各項目の取組について記述をしていくと。こんなことを進める上で必要となるような環境の整備——具体的には施業の集約化ですとか人材の育成、あるいは木材の利用拡大、これらについての紹介、こんなことを書き込みたいという考え方が示されました。

これについて各委員からは多くの意見がやはり出されましたが、４点ほどに絞り込んでご紹介したいと思います。

１つは造林中心の時代から、今日では伐採、そして利用への時代へと大きく転換していると、

この点をきちっと言及すべきである。

それから2つ目ですが、主に欧州の事例を引いて、生産性のいわば競争力みたいなことを書き込むわけですが、ところが欧州においては、実は24時間操業、これに耐え得るような技術ですとか機械、あるいは加工工業が成立しているという、そういう背景がありますので、その背景をめぐって、いわば我が国と比較するような、こういうことであっては少しまずい点も出やしないかという意見も出されました。

それから生産性向上も非常に重要なんですが、山に利益を還元すると、こういう上では、出口のところのいわゆる木材需要の拡大、これが非常に重要になるという指摘がございました。建築士や消費者、このエンドユーザーに対して木材利用のよさを伝える、ここをきちっと書き込んでほしいということでございます。

それから、実施をいたしました施策の内容とか事実だけではなくて結果、その結果がどうであったか、あるいは林野庁自身としての政策の評価、さらには今後の政策につながるようなヒントについても書き込むべきであると、こういったことも出されております。

それから第3回目でございますが、例年ですと2月あるいは3月上旬にもそれぞれ会議を重ねるということがあったんですが、今年は残念ながら2月上旬の開催というのはいきませんでした。そこで事務局は各委員に素案を送付してコメントを募るということで対応をいたしました。その上で第3回というのをやっておりますが、第3回目につきましては、委員から出されましたコメントをきちっと踏まえた上で本文案を書き込んでおりましたので、それを審議いたしました。

そういう形で出されたんですが、それにもかかわらずやはり多くの意見が出されております。事実の関係ですとか表現ぶり、これらについて多くの意見がやはり出されました。代表的なものを3つほど述べてみますと、1つは全体としては非常によく今回はできていると、そしておもしろいという評価がございました。分析的な記述という、この編集の方針、これも大変成功しているので、ぜひ今後も続けてもらいたいという評価でございました。

それから、新たな動きを行政が前向きに提示をしてみるということ、積極性を持って書き込むということも重要なのではないかとということも同時に出されました。

それから林業の担い手ということがたくさん出てまいりますが、その担い手の中でもとりわけ法人——具体的には会社など、そういった経営体の育成ということが必要であって、今後はそれらについての分析、これをきちっと行ってほしいということが出されておりました。

それらを踏まえての今日の案でございます。

経過は以上でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。詳細に今までの経過を述べていただきました。

それでは続きまして、事務局から平成21年度の森林及び林業の動向の案につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○牧元企画課長 企画課長でございます。

それでは、資料、今、この今の緑の冊子と、それから2と右上に書かれております概要と2つの資料によりご説明させていただきたいと思います。

内容につきましては、概要のほうでご説明いたしますが、まず今、岡田部会長からもご紹介のございました編集方針の改善につきまして、若干サンプル的にご紹介させていただきたいと思いますので、この緑色の冊子の8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思います。ちょうど特集章の冒頭のところでございます。

おめくりをいただきまして、ごらんいただきますと、去年までの白書と見た目もかなり変わっているということがお気づきかというふうに思っております。先ほど、部会長からの報告にございましたように、編集面での改善につきまして、施策部会からもいろいろご意見をいただいたところでございます。また、この昨年度の白書の説明会、これは各地で行っておりますけれども、この中でも現状の分析はもっとしっかりやるべきだというようなご意見、いろいろいただいたところであります。また、この特集章の扱いにつきましても、特集章ばかりが分厚くなって、ほかのところが非常に薄くなっているとか、そういうところについてもご意見をいただいたところでございます。

このため、今回の見直しといたしましては、まずはトピックスにつきましては、これは国民の皆様方に広く周知すべきような特徴的な動きを、これはあくまでも一般の読者向けに平易に解説をするものとしたしまして、一方、今ごらんいただいております8ページ以下の白書の本体につきましては、これは大学とか行政の関係者とか、そういう皆様方の実務に資するような現状分析というものをもう少しきちっとやっていくというような方針でまとめたものであります。

また特集章につきましても、特集章については特定のテーマについて深く掘り下げるということで、そのほかの事項については、Ⅱ章以下で定常的な分析をするというような形にしたわけでございます。

それから見た目が非常に変わっているということにつきましては、これは1ページ当たりの文字数も大分増やしておりますが、一方で2段組とするとか、あるいはイラストやグラフの様

式を統一をさせていただいておりますとか、あるいはページをまたぐ記述を避けるといったような工夫で、文字数を増やしておりますけれども読みやすいような形で工夫をさせていただいているところでございます。

以上のような編集の改善を施策部会からのご意見をもとに行ったところでございます。

続きまして、2の概要をもとに内容につきまして、ご説明をさせていただきたいと思えます。この2の概要、薄い冊子でございますけれども、これをおめくりをいただきまして、目次は省略をいたしまして、まず1ページをお開きをいただきたいと思えます。ここからは、特徴的な動きをトピックスということで、全部で4点を取り上げさせていただいております。

まず1つ目のトピックスでございますが、「森林・林業の再生に向けて」ということで、冒頭の政務官のごあいさつにもございましたが、昨年12月に策定させていただいております森林・林業再生プラン、この概要について紹介をさせていただいているところでございます。

あわせまして、この全国5カ所で、今、再生プランの実践事業というものを行っておりまして、これについての記述をさせていただいているところでございます。

続きまして、2ページでございますが、「若者の山しごと」という2つ目のトピックスでございます。これにつきましては、昨年に引き続きまして雇用の問題、とりわけ今年は若者というような切り口で特徴的な動きをご紹介をさせていただいております。また下段のほうでございますが、3つ目のトピックスは、「公共建築物などへの木材利用」ということでございます。これも先ほどのご挨拶にございましたように、現在、公共建築物木材利用促進法案を提出をさせていただいているところでございますけれども、ここにございますような、いろいろな公共施設——庁舎でございますとか大学でございますとか、あるいは公共建築物ということではございませんけれども、この右上にございます畜舎でありますとか、あるいは下段の列車の外壁とか携帯電話とか、いろいろなところに木材を使われているような動きをご紹介させていただいております。

なお、概要版には出ておりませんが、4つ目のトピックスということで、林業・木材産業の活性化を目指してということで、農林水産祭の受賞者の紹介をさせていただいているところでございます。

続きまして、3ページ以降でございます。3ページ以降が、第Ⅰ章、特集章ということでございます。今年の特集につきましては、この木材の安定供給でございますとか、あるいは地域の雇用の創出と、こういう林業をめぐるいろいろな期待にこたえていくためには、林業の再生が不可欠であるということで、とりわけ林内路網の整備でありますとか機械化でございますと

か、こういうさまざまな生産性向上の取組というものを分析をいたしまして、紹介をしているところでございます。

3 ページの上段では(1)のところでございますが、林業への期待ということで、グラフにございますように、これは人工林資源は充実をしているわけでございます。こういう中で、林業が果たすべき役割に対しまして、期待は高まっているわけでございます。しかしながら、下段の(2)の林業の現状というところをごらんいただきますと、採算性の悪化というものを背景といたしまして、所有者の施業意欲が低下をしているということで、施業が十分に行われていないというような状況も見られるということで、林業に対する期待は非常に高まっているんだけれども、必ずしもそれにこたえることができていないというような現状について紹介をさせていただきます。その上で、再生していくためには、この採算性の回復が必要だということを記述をさせていただいているところでございます。

4 ページの上段のところでございますけれども、(3)の林業再生の方向性のところでございます。日欧の木材価格について紹介させていただいております。我が国の木材価格、これは大幅に下落しているということが言われておりますけれども、この欧州と比較をすれば必ずしも低いとは言えない水準ということでございまして、この木材の国際商品であるということを踏まえれば、今後木材価格が突出して高値になるということは、これはなかなか想定できないわけでございます。したがって、採算性の向上のためには、やはり生産性の向上によりまして費用の縮減を進めていくということが必要なわけでございます。

そこでこの生産性について見てみますと、この下側の左側のグラフにございますように、若干ではございますけれども、生産性は高まっておりますが、これはまだまだ不十分ということでございます。一方、高齢級化に伴いまして、直径とか蓄積の増加というものが見込まれてくるわけでございまして、今後この生産性の向上を図っていく可能性というものは非常に大きいのではないかとことを記述させていただいております。

おめくりをいただきまして、5 ページ、6 ページでございます。5 ページのところでは具体的な取り組みということで、まず(1)造林・保育について記述をさせていただいております。人工林資源が利用期を迎えるという中で、やはり再造林を確実に求めると、進めるということが重要なわけでございますけれども、この造林、保育には、植林から50年生までの間に多額の費用を要するということでございまして、この採算性の回復を図るためには、いかにこれを縮減していくかということが重要なわけでございます。

そこでこの真ん中あたりの事例で取り上げておりますけれども、マルチキャビティーコンテ

ナによる苗木生産といったような形でこの費用の縮減の取組というものを紹介させていただいております。

また、下段のところ（２）間伐の関係でございますけれども、これは吸収源対策ということで、年間、今50万ヘクタール以上の間伐が行われているわけでございますが、この切り捨て間伐から利用間伐への移行というものが大事なわけでございます。そこで、この生産性向上のための手法といたしまして、列状間伐について紹介をいたしまして、そのメリット、デメリットを記述させていただいているところでございます。

また6ページでございますが、（３）素材生産、とりわけこの素材生産の機械化について記述をさせていただいております。上段のグラフにございますように、高性能林業機械、これは保有台数が非常に伸びてきているわけでございますが、この下段の表にもございますように、これは必ずしも生産性の向上が十分図られているわけではないということで、この機械の組み合わせでございますとか、運用に非常に改善の余地が大きいのではないかということでございます。

そこでおめくりをいただきまして、7ページ、8ページでございますが、7ページでは林業機械の組み合わせということについて記述をさせていただいております。我が国の作業システムの事例、また下段では機械のサイズ、処理能力について整理をさせていただいているところでございます。

また、この8ページでは林業機械の使い方ということで、特に各工程の処理の速度を早めるということ、それから工程間の連携を円滑なものとするということが非常に重要だということについて、事例も交えながら記述をさせていただいているところでございます。

また下段のところでございますけれども、下3分の1ぐらいのところでございますが、素材生産の機械化に関する項目の一番最後のところで、我が国の森林や地形条件などに適合いたしました林業機械の開発・改良が必要であるということなどを記述をさせていただいているところでございます。

続きまして、おめくりをいただきまして、9ページ、10ページでございます。ここでは路網の関係について記述させていただいております。9ページの上段のところでございますけれども、この路網の役割は極めて重要だということ、これはもう林業関係者のコンセンサスがあるわけでございますけれども、下段のグラフにおきまして、これはよく使うオーストリアとかドイツとの比較でございますけれども、我が国の路網はまだ低位な水準にあるということを記述させていただいております。

また10ページの上段のところでございますけれども、近年、簡易で耐久性のある構造の路網というものの普及が進んできているわけございまして、これまでの経緯でございますとか、あるいはルート設定の特徴などについて整理をさせていただいているところでございます。

またこの10ページの下段のところでは、この林業の機械化でありますとか、あるいは路網の整備を進める際には、施業の集約化あるいは人材の育成といったようなことが必要であるということを記述させていただいております。

また、3つ目の〇のところでございますけれども、林業関係者全体によりまして、生産性向上の取組が進められて、この林業の再生に結びついていくということを期待しつつ、他方では生産性向上あるいは林業再生のみでは森林の多面的機能を確保されるものではないということから、やはり森林の利用・保全のあり方について国民の合意を形成していくことが重要だということなどを記述させていただいております。

以上が、第1章、特集章ということでございます。

続きまして、おめくりをいただきまして、11ページ、12ページの第Ⅱ章でございます。第Ⅱ章、地球温暖化と森林ということで、これは昨年の特集章なわけでございますが、11ページ上段では、これは温暖化の現状と我が国のガスの、温室効果ガスの排出状況というものを紹介させていただいております。そして下段では、森林吸収源対策について記述をさせていただいております。

またこの12ページの上段では、これは昨年も紹介させていただきましたが、排出量取引、カーボンオフセットなどにつきまして、最近の状況について記述をさせていただきますのと、それからこのページの下段では、第1約束期間終了後の枠組みということで、昨年12月にコペンハーゲンで国際合意が行われました。この結果について紹介させていただいております。

続きまして、13ページ、14ページでございます。第Ⅲ章、森林の関係でございます。13ページの上段では、森林の持つ多面的機能について紹介をさせていただいております。またこの下段では森林資源が充実している現状——特にこの森林吸収源対策によりまして、間伐の実施面積がかつての35万ヘクタール・年間のベースから、現在は50万ヘクタールを超えている状況について紹介をさせていただいております。

また14ページの上段では、本年10月に生物多様性条約の締約国会議が名古屋で開催されるということを踏まえまして、森林における生物多様性の保全について記述をさせていただいております。

また、下段のところでございますけれども、国民参加による森林づくりということで、地方公共団体による独自課税の使途につきましても、これは昨年以上の分析をさせていただいているところでございます。

続きまして、15ページ、16ページでございますが、15ページでは保安林でありますとか治山事業、マツクイムシ等の被害等について記述をさせていただいております。

また16ページでございますけれども、国際的な取組の推進ということで、世界の森林の状況について、依然として世界全体では減少しているというようなこと、また、我が国の国際貢献などについて紹介させていただいているところでございます。

続きまして、おめくりをいただきまして、17ページ、18ページでございます。林業と山村の活性化についてでございます。17ページでは林業産出額あるいは林業所得、これは減少している状況にあるわけでございますが、一方、18ページのところでは、森林組合あるいは素材生産業者などの林業事業体の動向について紹介をさせていただいております。とりわけ、この3つ目の○印のところでございますけれども、建設業者との連携の動き、いわゆる林建協働について紹介させていただいているところでございます。

また、下段のところでは林業労働力ということで、この若年者の割合というものが近年増加しているというようなことでございますとか、林業労働力の確保の促進に関する基本方針などについて記述をさせていただいているところでございます。

続きまして、19ページ、20ページでございますが、19ページにつきましては、施業の集約化につきまして、これは特集章との関連にも留意しながら、最近の状況というものを報告をさせていただいております。下段のところの(6)のところでございますけれども、2つ目の○印のところでございますが、これは再生プランにおきまして、日本型フォレスターというものについて盛り込まれているということを踏まえまして、欧州におきます人材養成の状況などについても今般は紹介させていただいているところであります。

また20ページは、山村の活性化ということでございますけれども、これにつきましては、特に昨年4月にスタートいたしました山村再生支援センターの活動状況につきまして、下段のところでご紹介させていただいているところでございます。

続きまして、おめくりをいただきまして、21ページ、22ページでございます。林産物需給と木材産業についてでございます。21ページのところでは、我が国及び世界の木材需給の動向について紹介させていただいております。この太い線のところで我が国の木材自給率、平成20年につきましては、24%ということを紹介させていただいております。

また22ページのところでございますけれども、こちらでは木材価格の動向（４）でございますけれども、などについて紹介させていただいているところでございます。

それからおめくりをいただきまして、23ページ、24ページでございます。23ページは木材産業の動向ということでご紹介をさせていただいております、特に（２）からは、国産材の利用の拡大に向けた取組ということについて紹介をさせていただいております。特に24ページの背景でございますけれども（１）のところのところでございますが、特にこのなかで公共建築物に木材を利用する取組につきましてもご紹介をさせていただいておりますのと、（３）の１つ目の○印のところでございますけれども、石炭火力発電所における間伐材の混焼といったような新しい取組についても紹介をさせていただいているところでございます。

続きまして、25ページ、26ページでございます。最後の章でございますけれども、国有林野の関係でございます。ここでは、最初のところで、国有林の役割について記述させていただいております。またこの国民の生活を守る森づくりでございますとか、あるいは26ページに書いてございますが、国民参加による森林づくり、あるいは下段のところでは生物多様性の保全についての取組などを紹介させていただいております。

そしてこの一番下のところ、３のところでは、国有林野事業における改革の取組ということで、財務の健全化への取組でございますとか、あるいは一般会計化に向けました検討状況について記述をさせていただいているところでございます。

説明は以上でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。本日の予定は３時までということになっておりまして、この後に22年度の施策に関する諮問事項への議論がありますので、それを勘案いたしますと、あとこのところで15分ぐらいの意見交換ということで、皆さんの補足の意見をいただきたいと思います。

では早速、現在事務局から法案ありました、部会長からの報告がありました21年度の森林及び林業の動向、これについて、皆様のご意見、ご質問をお願いいたします。

大分整理をしていただいたと思うんですが、いかがでしょうか。島村委員、どうぞ。

○島村委員 私も前もって読ませていただきまして、非常にわかりやすくなってというのが実感です。わかりやすくなっているものですから、結構質問があるなという感じですが、時間がないので、一部、次の議題とも関係するんですけれども、一部この中で知りたいなと思った点が、一つは虫害対策、アカマツ被害の件、随分ここで議論されているんですが、東北にどんどん広がっていくということなんです、一つ私のほうで懸念しているのが、これが北海道の

エゾトド、ここに今、非常に地球温暖化という問題で温かくなっているということで、例えばカナダで起こったようなパインビートルのような被害が心配されないのか、その辺の研究あるいは見込みをどう立てていらっしゃるのか。それが1つ。

あと、これは教えていただきたいんですが、今これを見て木材生産の2割程度を国有林から供給されているというふうに書いてあるんですが、ちょっとこれは私の認識が足りないのかもしれませんが、今いろいろな施業の集団化とか機械化とか、いろいろな議論がこの中でされているんですね。林野庁自身で30万か40万ヘクタールの生産林を今お持ちになっていて、実は僕は林野庁自身がそういうモデル事業を、林野庁の国有林の山を使ってされるというのが一つあっていいんじゃないかと思っているんです。ただ、今、民間等の連携とかいろいろなことをされているんですが、その辺の林野庁の役割として一つあるんじゃないかと、実は思っています。まだありますけれども、とりあえず2つ。

○櫻井会長 これは白書そのものに関してというよりも白書に付随していろいろな情報をいただきたいということですね。ほかにございますか。青山委員、どうぞ。

○青山委員 私も全体、わかりやすくまとめられていて結構だなと思いますが、もし私の認識が間違っていたら申しわけないのですが、資料1の15ページの間伐方法の選択と列状間伐というところで、列状間伐は形質のよい木も悪い木もということで短所があるというところでまとめられているんですが、私、以前現場を見せていただいたときに、そのご説明は「A材もB材もC材も一緒に切ってしまうんだけど、それを利用間伐に回していけば収益に回ることもあるのだ」というようなご説明をいただいたことがあったり、それから太陽光が有効に、利用されないような空間が発生するというのも、列状間伐の仕方によっては満遍なく当たるというご説明を受けたことがあるのですが、その辺は後々に利点もあるところが含まれてお書きになっているのかもしれませんが、こうして拝見すると、何かそれが短所のように思えてしまうのですけれども、その辺は私の認識はちょっと違うのでしょうか。その辺を教えていただければありがたく思います。

○櫻井会長 これについては長所も短所もあるがという話で、短所が全然ないと隠すわけにはいかないので短所も言っているということだというふうに理解していただければいいんじゃないかと思うんですね。

ただし、何も理解しないよりはましではないか、ましだということで進めている。今回この書き方の問題としてここがおかしい、おかしくないという話になると、少し問題があると思うんですけれども、そうではないということなので、そういうところで理解していただければいい

いのではないかと私自身は思うのですが、事務局のほうから何かありますか。

○沼田国有林野部長 今、島村委員のほうから国有林からの供給のお話があったわけですが、まずけれども、国有林のほうから大体今の木材供給量の2割ちょっとぐらいかなという感じではありますけれども、確かに一つの方法としては国有林みずからが木材生産を大々的にやっていくという考え方はもちろん選択肢としてはあるんだろうというふうには思っておりますが、ただ、今、私のほうで試行しておりますのは、やはりいろいろな、いわゆる国有林を経営するというところでやってはいるんですけれども、やはり何ととっても地域全体といいますか、国全体としての森林・林業を再生していく必要があるだろうというのが、もっと大きな課題ではないかというふうに考えているところでございまして、そういった意味で、やはり地域との中でよく話し合いをしながら、例えば共同施業団地をたくさんつくっていくとか、国有林だけでどうこうということじゃなくて、その地域、民間の力と合わせながら、より集約的な安定的な木材供給をやっていくと、そういったほうがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

あくまでも量的な面からいいしましても、民間が強くなっていただくというのが、まず一義的かなというふうには思っておりますので、そういったことをまず試行していきたいというふうに考えているところでございます。

○櫻井会長 ありがとうございます。

○津元森林整備部長 島村委員からのマツクイの関係についてよろしいでしょうか。

○櫻井会長 トドマツ、エゾトドのほうに飛び火はないのか。飛び火じゃなくて、別に新しく起きないのかという点についてお願いします。

○津元森林整備部長 マツクイにつきましては、現在、50年の被害をピークに減少傾向ということで、特に青森なんかは新しい地域に行かないような対策ということで、いろいろとやってございますけれども、エゾトドにつきましては、ちょっと私ども、そういう被害がもし道内で起きるとかいう話は余り聞いておりませんけれども、またそういうことにつきまして、また調べていきたいと思っております。今のところ、そういう具体的なことについては、耳に入っていない。

○島村委員 そういうおそれがあるんじゃないかということで私のほうで思っておりますが。

○津元森林整備部長 それはまた調べさせていただきます。

○櫻井会長 一昔前に一斉に造林をしたときに、カサアブラによる相当な被害が出たということがあります。その後、一段落して、おそれは常にあるんですが被害が出ていない。

○島村委員 逆に心配しているのは、だんだん温暖化して、一回アカマツで起こったようなことが、いわゆるエゾトド、実はこれはアラスカでも起こったわけですね。今、カナダでBC州でも起こっているし、アルバータにも飛び火しているし、これはパインですけども。そういう事前的な予防的な対応が、研究も含めて要るんじゃないかなと思ひまして、コメントさせていただきました。

○櫻井会長 ありがとうございます。

○津元森林整備部長 別途確認をさせていただきます。

あと、先ほど列状間伐の話もございましたけれども、これはここに書いている太陽光の無駄な空間が発生するといったようなことについて、やはり切り幅について議論があることは承知しております。要するに残す列があるメーター以上になりますと、真ん中のほうで効果がないのではないかという指摘はされています。ただ、普通2列とか、残す列が2列残す、3列残す、この程度であれば十分間伐の効果があるということです。

○櫻井会長 ありがとうございます。特別技術的なものだと、ここで議論する時間があまりないので、この白書についてどうかという観点で発言をお願いします。

○沼田委員 本文の113ページ、下の図のところに間伐材の混焼実施ということで、場所が6カ所ぐらい載っているんですけども、実は先週の宮城県の地方紙に、東北電力が酒田において火力発電所で宮城県のたしか大和町周辺のチップ材か何か、燃焼チップか何かを持って行って混載するという記事が出ました。

ちょっとそれで気になったのは、ここの部分に入れる入れないよりも、実際に燃やす場所が山形県の酒田、仙台から高速道路で3時間かかります。そこまで持って行って燃やすという記事が載ってまして、例えば、このほかの6地点におきましても、そういう遠くから持ってくるんでしょかと。もし間に合えば、東北の事例として酒田の部分も載せてもいいのかなと思ひましたので、参考までに。

○櫻井会長 これに関してはいかがでしょうか。何かご意見ありますか。

○飯高林政部長 ここで載せているのは、資源エネルギー庁とタイアップしてモデル事業でやっているもの、しかもこれは混焼というのに限定しているんですね。今のちょっと酒田のケースというのは後で調べますが、これ以外にも実は火力発電にチップを使っているというのは全国でまだまだたくさんあるんです。それは一つは専焼という形で、石炭と混ぜないでチップだけで発電しているというのがあります、専焼。

それからもう一つ、これは何で混焼とやっているかという、石炭とチップを混ぜて大丈夫

かという実験なんですね。別々の材料でやって炉が壊れないとか、そういうことでやっています。

それで、資源エネルギー庁からは、もともと石炭でやる炉ですので、チップを予定していなかったものですから少し改良しなきゃいけないんで、エネ庁のほうはそっちでお金を出している。私どものほうはチップを供給するチップ工場をつくったりとか、そういったものに支援しているということで両方でやっています。

それからさらに言えば、チップを燃やして、いろいろ電力をつくる中に、発電所以外にももちろん自分の自社で自家発電、製紙工場なんか典型例ですけれども、自分の工場で使う電力のために木くずのようなチップを使って発電しているというような、これはもう全国でたくさんあります。ここに取り上げたのは、あくまで石炭とともにやっているという形でモデル事業に取り上げたということです。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。

こういうものを書くときのやり方ですけれども、おれは知っているぞ、これはあんた知らないなという話が必ず出るんですね。そういうのが出るときに、ここに書いてある理由は、根拠はこれこれだからというのを入れていただきますと、今の資源エネルギー庁との資料によるというような書き方をされた場合には割とわかりやすい。それに載っていないものは載せませんでした、あるのは知っていますけどとか、教えてくれてありがとうございますということになると思いますので、その辺のところの配慮をお願いできればと思いますが。

ほかにございますか。

それではこの21年度の森林・林業白書は、森林及び林業の動向というものはこれでご了承いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○櫻井会長 ありがとうございます。

続きまして、先ほど農林水産大臣からの諮問がございました平成22年度の森林及び林業施策の案についての審議をしたいと思います。

この22年度森林及び林業施策（案）につきましても施策部会でご検討いただいておりますので、先ほど同様、岡田施策部会長から検討経過の内容について、ご説明お願いいたします。

○岡田委員 それでは経過をご説明いたします。

平成22年度の森林及び林業施策（案）につきまして、部会におきまして審議をいたしました。森林及び林業施策は、ご存じのように森林・林業基本法の規定に基づいて、政府が毎年森林・

林業の動向を考慮して、予定しております予算の措置、立法措置を取りまとめるものでございます。

事務局からは先ほど冒頭に政務官からお話がありましたように、森林・林業再生プラン、これに向けて取組が始まっておりますので、それを受けたものとして、路網、それから作業システムの構築、人材の育成、そして木材利用の拡大、これらを重点的に盛り込んでいるという説明がございました。

そこを受けて審議をいたしました但、第3回目の会合でございましたけれども、特段の意見はございませんでした。

以上が経過説明でございます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

それでは、これについて事務局のほうから説明をお願いいたします。

○牧元企画課長 先ほどごらんいただきました資料番号2という、この薄いほうの冊子、これの一番後ろのページで恐縮でございますが、27ページをおあけいただきたいと思ひます。

27ページ、28ページで、平成22年度の森林及び林業施策の概要について、まとめさせていただいております。

まず、27ページのほうの1番のところでございますが、森林の持つ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全ということでございます。まず1つ目の○のところでございますけれども、この「京都議定書の目標達成のために不可欠な森林による吸収量1,300万炭素トン」でござひますけれども、これの確保を図るために、間伐を毎年55万ヘクタール、6年間で合計330万ヘクタール実施する必要があるということでございます。このため、森林整備の加速化を図るということでございます。

「特に」のところでございますけれども、その下のところでございます。利用間伐を推進するとともに、路網の整備、それから高性能林業機械の一体的な組み合わせによる林業生産コスト低減等を推進していくということでございます。

続きまして、3つ目の○印のところでございますが、この生物多様性国家戦略2010に基づきまして、森林生態系の調査、または森林の保護・管理技術の開発、森林における生物多様性の保全に向けました施策を推進をするということでございます。

続きまして、はしよった説明で恐縮でございますが、大きな2点目でございます。林業の持続的かつ健全な発展等で森林を支える山村の活性化についてでございます。まず1つ目の○印のところでございますが、経営規模の拡大、林業生産コストの低減を図り、国産材安定供給体

制の整備を推進するということ、このために、まずこの施業の集約化を推進するということでございます。また、路網整備の加速化に向けた作設技術の確立、高性能林業機械の導入等への支援を行っていくということでございます。そしてこの集約化施業に必要な森林施業プランナーの育成を加速化をしていくということでございます。

また2つ目の○印のところでございますが、緑の雇用等によりまして、この林業就業者を確保、育成を図っていくというものでございます。

また3つ目の○印、山村振興の関係でございますけれども、山村活性化を図るために、この森林山村体験活動の事業化などの新たなビジネスモデルの創出、また森林整備・木質バイオマス利用によります、この二酸化炭素の吸収量、排出削減量の取引等の山村資源を活用したビジネスの展開、こういったことをやっていくということでございます。

続きまして、28ページのところでございます。大きな3点目でございます。林産物の供給及び利用の確保による国産材供給、競争力の向上についてでございます。まず1つ目の○印のところでございますが、川上・川下が連携をして地域材を大量かつ安定的に供給する、いわゆる新生産システムなどを推進するということでございます。

それから3つ目の○印のところでございますけれども、木材需要の拡大を図るという観点で、学校施設あるいは社会福祉施設などの公共施設における木材利用を推進をしていくということでございます。

それから最後の4つ目の○印のところでございますが、先ほどもご議論ございました石炭火力発電所における石炭との混合利用、あるいは地域における熱的利用等の拡大に資する木質バイオマスの利活用施設の整備などを推進をしてまいるということでございます。

それから大きな4点目でございます。森林・林業、木材産業に関する研究、技術開発と普及についてでございます。2つ目の○印のところでございますが、森林施業の低コスト化、高能率化を図るために、地域特性に適した作業システムに対応できる高性能林業機械の開発、改良を実施をするということ。またコンクリート型枠などの土木用の資材を国産材に原料転換するための技術開発等を支援するということ。またこのエネルギーやマテリアル利用に向けました制度システムの構築など、このバイオマス利用に向けました技術開発を進めていくということでございます。

続きまして大きな5点目でございますけれども、国有林野の適切かつ効率的な管理運営の推進ということで、ございます。公益的機能の維持増進を旨といたします管理経営を推進すること。それとともに適切で効率的な事業運営の確立を図る中で、開かれた国民の森林の実

現に向けた取組を推進をしてまいるといふことでございます。

最後、大きな6点目でございますけれども、持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進といふことでございます。2つ目の○印のところでございますが、地球温暖化問題への対応等のために、途上国の森林減少・劣化対策等を支援をしていくといふこと。また違法伐採対策を推進するために、合法性の証明された木材・木材製品の供給体制の整備と、これの実施をしてまいるといふことでございます。

以上、簡単でございますけれども、説明とさせていただきます。

○櫻井会長 どうもありがとうございました。お手元の資料の森林及び林業施策の（案）のうちの、特に重点的なものを中心に説明いただきました。

これについて、特段のご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

島田委員、お願いします。

○島田委員 木質バイオの件ですが、新たな技術モデルの中に木質バイオが入るわけですが、その中で懸念するのは、木バイの需要ですね。それと新エネルギーとして開発したビジネス枠、木を利用したものを今研究しているんですが、その中で産業間との連携といふのは、この中で書かれるようにしないと、ただ木材を使った木質バイオの拡大といふのはなかなかあり得ないと思うんですよ。

現実、採算性が合わないんじゃないかといふことを今懸念されておりますので、その部分を検討していただきたいということと、もう1点は、採算性を上げるために、やはり路網の整備をしたり、いろいろと集約事業をしていくわけですが、やはり木材利用率という、消費率というのが変わらなければ、なかなか共販所に山積みになっていくというようなことで、かえって弊害が起きるような状況になっているわけですが、この部分を今も公共施設にも木材を利用するといふのがございましたが、この公共施設に木材を利用するといふ部分の国土交通省の建築基準法の改定といいますか、そういう規定が定まっている以上はなかなか難しいんじゃないかといふのが出てきています。そこを何とかして、この検討会の中で一応審議していただければということです。非常に懸念します。

○櫻井会長 今の島田委員のほうから出ました木質バイオを使う上での産業間の連携といふのが絶対必要であろうと。農水省、林野庁でやるだけではない、そういうことですね。

それからもう一つは、木質、木をいっぱい切れればいいわけではなくて、使うほうの側をしっかりしてほしいといふのが、ここからどう読み取れるのかといふことでございますが。

○島田林野庁長官 島田委員のご指摘のとおりだと思います。我々、バイオマスを使っていく

となれば、先ほどの混焼についてもやはり電力関係の業界のほうとやはりきちっと話をしていかなければ使われないわけですので、そういった意味では実際に使っていただく他産業その連携というのは大変重要だと思っています。

ですから、ここではこのような書き方をしていますけれども、当然そういう用途をつかっていくというふうになれば、そうしたことは大変重要な答えだとして、こうした部分の背景として我々取り組んでいきたいというふうにして思っています。

また、需要も全く同じ話だと思います。今、公共施設は一つの我々、ある意味では一番、先ほど大臣政務官のほうのごあいさつにもありましたけれども、隲より始めよということで、やはり公共的な、国は当然ですし、国が行っていけば、グリーン購入法なんかと同じように地方公共団体、それからそうしたところが進めることによって産業界だとか、一般の住宅だとか、そういうところにも日本の木を使っていくということが非常にいいことなんだということがわかっていただけるということになるんだと思っていますので、やっぱり少し一遍に、去年までそうで今年から全部全く変わるということは多分あり得ないんだと思いますので、そこは今の指摘をいただいたように、我々のほうも木材需要、間伐材を使うんだといって、そのままでもいいとは思っておりませんので、またよくこの審議会の中でもご議論いただくようなことの場面も出てくると思いますので、そういうような方向で私ども取り組んでいきたいというふうに思っています。

○櫻井会長 ありがとうございます。再生プランを通じて、今、島田委員のほうから言われたことを随分まじめにやっていただいているというふうに聞いておりますが、よろしいでしょうか。合原委員、どうぞ。

○合原委員 私、現場とかで林業をやっているので、今回のまとめというのは極めて現状分析はよくやられていると思います。なので、現状分析があって、じゃ、今後どうするかというときの構造的分析が欠けているというか。さっき岡田先生がおっしゃったように、施業特別部会なんで民間事業体、担い手の育成に次の今回は、次はそこら辺を極めてもっと細かく分析すべきであるということをおっしゃっていましたんで、やっぱり22年度の施業、林業施策の中に、わかるんですよね、とても路網で。私ども、常日ごろ現場で行っていることなんです、それがなぜ全体的な大きなエネルギーになっていかないかというのは、ただ、材価が安いだけの問題ではないと。

というのは、やっぱり現場で素材生産をしている人たちは、森林所有者は材価が安ければほとんど手取りがなくなるんですが、現場で仕事をしている人たちは、ある程度材価はとれるわ

けです。そうすると、やはりダイナミックに需要というのが少しずつ伸びていく中で、やっぱり仕事集約化とかいう形とか、施業プランがという形の中で、むしろ素材生産の人たち自体が集約化をする、民間事業体としては可能性もあるし、だからそこが森林組合という構造と民間人が働いている、今の日本の林業の現場の構造分析とこれからの方向性というのを徹底的にやっていないと、それは補助金の要するにレベル化と公平化とオープン化を含めて、そこはやっぱり今後取り入れていただきたいと思います。

○櫻井会長 今のご意見は何ページの部分ですか。

○合原委員 林業の持続的かつ健全な発展、ページは27ページの施策です。民間事業体、担い手の育成については、岡田先生が今回の評価として、21年度の白書の問題点として取り上げしておっしゃったんで、私はそれは非常に大事なことだと。22年度の、この山村の活性化という部分で、持続的な林業というところに必要な視点が抜けているということをご指摘いたしました。

○櫻井会長 これについてはいかがでしょうか。

○島田林野庁長官 多分、森林組合と民間事業体との関係のお話の部分が底辺にあってのことじゃないかなというふうにして今お話をお聞きしたんですけれども、ここで書いてきている、2つの○印の部分ですね。我々の部分としてみれば、まず集約化だとか、そういうようなことを行って、当然、競争力を高めていくんだと。

それを担う担い手の部分ですよ、事業体の部分というのは。ここでは、労働力だとかの部分の就業者のところが書いてありますけれども、私どものほうの部分としては、民間事業体とそういう事業を担っていく事業体についても大変重要だというふうにして思っています。

今、ご指摘いただいた森林組合と民間事業体というような観点の部分のところについては、先ほど会長もおっしゃっていたんですけれども、今、森林・林業再生プランの検討委員会を行っていて、その中の森林組合及び民間事業体の育成の委員会がありまして、そこでのやはり大きな課題の一つだというふうにして考えていまして、そういう部分のところの検討状況等も踏まえながら、我々もそういった意味ではそういう中で現状をしっかりと分析をして、今後きちっと対応できるような対策を立てていきたいというふうにして思っておりますので、今、合原委員のほうからおっしゃっていただいた部分について、そういうところできちっと反映させていくような形にさせていただければというふうにして考えています。

○櫻井会長 今、本文のほうの8ページ、9ページあたりにその辺の書き込みがあった部分の、これは抜き書きだというふうに思うんですけれども、姿勢としては今言われたものは考えておるというふうに。ここだけ抜き書きになると、ちょっと難しいという話がありますが。

○合原委員 要するに、わっと言っちゃったものですから、構造的ということは、やっぱり今の林業に必要だと思うので。

○櫻井会長 諮問で言われているのは、ここの部分の記述という話になるので、ここのところのこの文章がおかしくないかということを書いていただけると、わかりやすいのですが。

○合原委員 というよりシステムの問題だと思うのですが、林業の。

○櫻井会長 ありがとうございます。ご意見の内容につきましては、今の長官のお話で今後ともやるということで考えていただきたいと思います。

次、足本委員、どうぞ。

○足本委員 28ページの林産物の供給及び利用の確保による国産材競争力の向上というところなんですが、国産材利用の国民運動である木づかい運動とか、いろいろ書いてあって、前年度も木材を使いましょうと、公共的なところに使いましょうという動きが起こって、とても喜んではおります。

ですが、新生産システムとかいろいろで、10年後に50%自給率を上げるとかいうお話は、切り捨て間伐とかを利用間伐にしてという意味合いで、それをうたっていっちゃると思うんですけども、10年後に例えば山の木が主伐がもうすごく出来るようになったというときに、今までの伝統工法とかそういったものの技術が廃れてしまっただけでは何にもなりませんので、今利用間伐だという方向に行っている中でも、木材の真っ当な今までの使い方というのを忘れないでいただければなと思っております。

というのは、もう国交省関連なんですけれども、先ほどもおっしゃられた建築基準法の問題で、そういった材を使って今までの伝統的に建てる建物がとても今ストップしている中なんです。確認申請もおりないしという段階で。それで林野庁側では、筋違いとおっしゃるかもしれませんが、そこに関しても調整して大工さんたちが今までどおりの材をちゃんと使えるようなところを残しておいていただきたいと、要望なんですけれども。

○櫻井会長 大変ありがたい要望だと思います。特にございますか。

特になければ、もう11ページにも書いてあるんですけれども、担い手育成とか国産材のものを、今後ともやるし、それから21年度の白書のほうにも書いてありましたけれども、このように伝統木材を使うんだよということは、使っているんだ現にということ、これからやるんだということを書いておりますので、その辺はいいんですね、意見ということで。というふうに思います。よろしいですか。

他にありますか。

○鮫島委員 施策概要全体についてなんですけれども、中で書くと非常にそれぞれにもっともなことが書かれて、特に大きな異論があるわけではないんですが、今、森林・林業再生プランというのが一方で進んでいますよね。何となく今回の施策をみていると、すごくおとなしいなと。余り今までとそんなに大きいことは変えていない。要するに従来の延長線上でおとなしくまとめたなという感じがするんですけれども、これは先ほどちょっと言いましたけれども、森林・林業再生プランというのは、今、かなり大胆に進んでいますね。

あれを一応意識して、今年度については、こういう形で従来の延長線上で押さえておいて、あれがまた出てきたら、次の年度というのはまた大幅に変えよう、その辺をあえて意識された形ということでよろしいでしょうか。

○櫻井会長 その辺は、事務局、いかがでしょうか。

○飯高林政部長 森林・林業再生プランは去年の12月15日につくって、本部のもとに5つの委員会をぶら下げて熱心に議論しております。これは恐らく来年度の、来年度というか再来年度になりますか、再来年度の概算要求に向けて本格的な内容が固まっていくと。

ただ、そうは言っても去年の12月にもう発表しましたから、来年度予算、つまり4月から始まる22年度予算、この白書が対象にしています施策案に全く芽が出ていないかということ、それも余りにも芽出しも何にもないというのは寂しい話ですから、イントロと申しますか、そんなにしっかりと書いていないんですが、芽が出るようなところはあります。ただ、本格的にはこの次の白書の政策、23年度予算に本格的に反映されるものと。ただ、これは予算だけではありませんで、制度も一体的に今、検討しているものですから、そういうのを枠組み全体を大幅に見直していくという方向になろうかと思います。

○櫻井会長 おわかりになりましたでしょうか。

○鮫島委員 どうもありがとうございました。もう一つは概要で、この個々のことというのは本当にもっともだなと思うんですけれども、やはり全体を何か、どうやってつなぐのかなというのが、構造的な、あるいは連携というのかな。何人かの委員の先生からも意見が出ているんですけれども、やはり森林とか林業全体を動かすとなると、異業種連携のようなものとか、やっぱりここで個々に掲げられているものをどうやって統合化していくのか。何かその辺は、今回じゃなくてもいいのかもしれないんですけれども、意識の上で何か項目を挙げていかないと、全体としてはやっぱり動かないんじゃないかなという、何となくそういう気持ちを持って見ておりました。

○櫻井会長 非常に難しいところなんですけれども、それはこの22年度の施策の、この文章のまと

まりが欠けておるということでしょうか。

○鮫島委員 だから個々のものは非常によく書けているんですけども、実際に現実として全体を動かそうとしたときに、やっぱり何か全体の統合するような、もう一つ構造的、全体の問題というのを何かやっぱりないといけないのかなという気はしますね。

特にやはり、先ほどの何人かの委員の方が言われましたけれども、やっぱり連携していかないと動かないところがあるんですが、その連携の姿勢みたいなものをもうちょっと次は考えたらいいのではないかなと。

○島田林野庁長官 先ほど林政部長のほうから、12月に再生プランの検討委員会ができてというお話をさせていただいて、ここの22年度の施策の部分については、基本的認識という部分のところで、これからそういうような形で全体を見ながら取組ますよというところは、基本的な認識を述べさせていただいて、予算面だとかいろいろな面で、具体的な部分というのは、再生プランそのものに沿ったような形で、なかなか反映できていないというところがあるものですから、鮫島先生が今おっしゃったような部分のところは、基本的な認識は我々もそういうような形で持っていますので、方向だけ、ここのところに不十分かもしれませんけれども書かれていますというようなことでご認識いただければと思いますけれども。

○櫻井会長 それと今言われたことは、今後のこの次の方針案策定にはやっぱり重要だと思いますので、これを実現するためにはこんなものとも連携が必要だというようなまとめ方を、今後気をつけていくようにお願いいたします。

ほかにございますか。まだもう少し時間ございますが。

○恵委員 22年度のところに限らないのですが、全体すごくよいと思って、ちょっと前回、白書の委員会のときにこの今回の白書が何かサブタイトルというような、特徴を一言であらわすものがつけられますかというご質問をさせていただいたんですけども、場合によっては、もし検討していただけたら幸いです。

以上です。

○櫻井会長 今のについては。

○牧元企画課長 前回、施策部会のときにも、サブタイトルをというようなご提案をいただいたところでございます。大変ありがたいご提案だと思うんですがございますけれども、なかなかちょっと、どういうサブタイトルをつけるのかというのは、大変難しい課題でございまして、今年はこういうような特集章をもって、いろいろと施策部会の議論を重ねていただいて、こういう形になったということもございまして今回は一応こういうことで、ちょっと終了させてい

ただきまして、ご提案につきましては、次年度以降の白書を検討するときに、また参考にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○櫻井会長 よろしいでしょうか。結局ほかのところと違って、第Ⅰ章がかなり技術的な解説書にもなっているんですね。それこそ学生の教科書並みに細かく、ここまで書くのかというぐらい書いて、全体としてはわかりやすくなっているという意味では、随分努力されているような気がします。ということで、今回はこれでお許しをいただくと。また来年以降よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○島村委員 22年度の予算額の中で、ちょっと私のほうで気になるところがあるんですが、ひとつは①の多面的機能の発揮というところで、27ページですね。ここで、丸ポツの2つ目に、これ、前から私疑問なんですけれども、「100年先の森林の姿」とここに書かれているんですね。これは確かに言葉ではこう書けるんですけれども、一体どういうふうに。

確かに今、補助金等を使いながら、この間伐材をさせていただいているし、将来は広葉樹林化、針広あるいは複層林化とか、いろいろな意見が出ていますけれども、この姿がはっきり見えない。もう一つはビジネスモデルとして見えない。

ここにせっきく書いていただいていますので、ぜひそういうビジネスモデルをつくる、これは努力をぜひしていただきたいと思います。

それともう一つ、下の二酸化炭素の吸収もなんですけれども、これも今から多分かなり話題になってくると思うんですけれども、森林の二酸化炭素の吸収の評価、民有林が蓄積するとき評価、この辺が多分先ほどのタスクフォースでも議論していただけたと思うんですけれども、かなり今から議論しなきゃいけないんじゃないかと思います。

○櫻井会長 ありがとうございます。特にビジネスモデルというものをもう一度見直してつくっていくというのは要と思いますね。なかなか難しいところでございますけれども。

それから森林の吸収源の話、一度吸収しちゃった後の森林はその次どうなるんだ。切ったら、今度は切った人が罪になるのかというふうなところも、少し整理される必要がまだあるなというふうには思っています。

何かありますか。事務局のほうからございますか。

承ったということで、どうもありがとうございます。

早坂さん。

○早坂委員 すみません、これに記載するということではないんですけれども、今日の産経新

聞に、東京財団のまとめたグローバル化する国土資源、水と土地利用の盲点ということで記事が載ってまして、実は提言書が今年に入ってから日本財団のほうから私のところにも送られてまして、内容的には、要するに外国の資本が日本の森林を買っている、買いたいと、そういう話がかかり出てきていると。それにつまして、きっと日本の林業の施業とかそういうことにもかかわることなので、林野庁としましてはどのようにお考えなのか、ちょっとだけお聞かせ願いたいと思います。

○櫻井会長 どうもありがとうございます。

○島田林野庁長官 産経新聞の記事のような外国資本がやはり水の関係だとかを含めて、日本の山を買い占めているんじゃないかという記事は、去年、一昨年ぐらいから何回か報道されています。

その都度、我々も将来的なことを考えて、そういう大きな動きが出てきているということになれば、やっぱり何らかの対策をしなきゃならないんじゃないかということで、とにかくまず現地の状況、その現状を把握するということから取組させていただいています。

結果から申し上げますと、ある意味ではうわさなんですね、これ。どれも一応うわさにのぼったところの現地、県だとか市町村、森林組合の皆さんたちとも話をさせていただいて、そういうような動きがあるのかどうかというのを確かめさせていただいていますけれども、今の段階でそういう外国資本がかなり大きく――余り言うと、小さい部分も把握はできていないですけれども、買い占めてきているというような、そういう動きが全くつかめないでいます。

ある意味では、我々のほうは若干そういう不安感というか、そういう部分をあおっているところがあって、いろいろな話で「いや、こんなに安いんだったら外国から買い占めがあったら簡単に買い占められるな」みたいな話になったら、何かどうもそういうのが起きているんじゃないかというようなことの部分じゃないかというふうにして思っています、現実には、ちょっとそんなことで、現実の動きが把握されていないということで、今の段階で早急にこういうようなことに対して何らかの手だてを打っていくというようなところまでは考えていないというふうにして思っています。

引き続き今みたいな状況で、いろいろご議論もいただいているんで、我々はやはり状況はきっちりと把握していかなきゃいけないと思っていますし、またいろいろな面でこれから森林・林業再生プランの話に全部逃げ込むわけではないですけれども、森林使用者の皆さんたちがきちっと森林経営ができていくというような形になっていけば、こういううわさのたぐいのものというのは消えていくんだというふうにして思っていますので、そのところをちゃんと成り

立つような形に、我々のほうも組み立てられればというふうにして考えています。

今のご指摘の部分については、再三記事になるんで、本当ですかというような感じはあるかもしれないですけども、実際にはそんなような状況になっています。

○足本委員 関連でよろしいですか。

○櫻井会長 時間がないので、短く簡単にお願いいたします。特にこれに関してやっていただければと思います。

○足本委員 私もある県の県知事さんから直接聞いたんです。そういうところが買いにきたけれども断ったと。自分の権限で拒否したとおっしゃったから、都道府県の知事さんの権限で拒否ができるのかと、そのときは安心してしまったんですが、もしそういう話が起きたときは、どこがノーを出すのでしょうか。

○櫻井会長 関連しますか。関連する話でしたら。

○合原委員 関連です。施業の集約化と、あと森林経営をきちっと経営者ができればよろしいと長官がおっしゃっていますが、できないのが今現状なんで、施業の集約化とかいろいろやっていますから。やはりそこに、保安林以外でも制約を、森林を管理して補助金が出ている森については、やっぱり民有林は制約をかけていかなければ危ないと私は考えます。

○櫻井会長 今のにございますか。

○飯高林政部長 森林の場合は、結論から言うと、私法上の取引をストップさせる手だてはありません、基本的に。

これは農地と決定的に違いまして、農地の場合には、例えば外国資本の方が来て、農地を売ってくれと言った場合に、農地を農地として使う場合に農業委員会の許可が要ります。これは農業をちゃんとやってもらえるかどうか。恐らくそこではねられますから、農業を、日本の農地を取得して外国人が農業をするというのは事実上、極めて難しいだろうと思います。許可が要ります。

それから農地を転用して、全部そこに商業施設を建てるとかというときも、これも農地転用の農地法5条の許可が要ります。これはもっと厳しくて、優良農地の場合、例えば土地改良したような土地とか一段のまとまりがあった土地は認めません。前回の制度改正でさらに厳しくしましたから、これはそういう意味で、農地に関しては私法上の取引が制限されます。農業をやる場合にはちゃんと農業をやってくれる日本人を中心とした方々。転用する場合にも、いい農地は認めない、端っこの狭いところとか。

ところが森林は、そういう私法上を制限する法規がありません。そのかわり、これ一体何の

ために買うのがよくわからないんですが、水というんですけれども、山を買っても、山から水を取るというのは、それは合理的な話なのかよくわかりません。山に降った水が蓄えられて、平地のほうで大体潤うわけですから、本当かなと。

それで、しかも仮に山からとって、わき水のようなものをぐんぐんくみ上げるにしても、これは場合によっては私法上の取引は制限できませんけれども、林地開発許可なり木を切って伐採をするとか、そういう開発行為を伴うような場合は、これは森林法上、公的な規制がかかります。恐らくいろいろな規制がかかりますから、それを前提に買うというような話が、本当にどこまでまともな話なのかどうか、やや首をかしげるような状況だと申し上げておきます。

○櫻井会長 今の林政部長、それから長官のお話にもありましたように、今後ともそれは見張っていくと。情報をとっていくということで、適切に対処して、この次はしてくれるだろうというふうに期待いたしたいと思います。

本日もいろいろとご議論いただきまして、いろいろな意見をいただきました。これで今、時間も近いんですけれども、農林水産大臣からの諮問もありました。これも平成22年度森林及び林業施策の案につきましては、修正を求める特段のご意見がないというふうなことで整理してよろしいでしょうか。

なければ、それで、これについては適当であるという旨の答申をいたしたいと考えます。

どうもありがとうございました。

それ以外につきましても、今後とも林政推進上、いろいろなご意見をいただいたということで、次の施策に向けまして、あるいは白書の作成に向けまして、生かしていきたいというふうに思いますので、その辺は皆様よろしく願いたいと思います。

それでは、答申文の案を配付いたしますので、ご確認いただきたいと思います。

(答申文(案) 配付)

○櫻井会長 渡りましたでしょうか。読んでいただきまして、平成22年度の森林及び林業施策の(案)の答申と、この文章で、下記のとおり答申するということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○櫻井会長 どうもありがとうございました。

それでは、そのように答申させていただきます。

本日もいろいろとご意見いただきまして、ありがとうございました。時間がちょっとまた今日も足らなかったところがありますが、次の会にはまたよろしく、いろいろとご意見をちょうだいしたいと存じます。

どうもありがとうございました。

<閉 会>